

## シンガポール個人情報保護法 Q&A (第1回)

### 背景について

シンガポールにおいては、新型コロナウイルスの感染状況は相当程度、落ち着きを見せており、近時は新規の市中感染者数がゼロの日も散見されています。そして、このような状況の中、新型コロナウイルス拡大防止のための行動制限措置（サーキットブレイカー）も、フェーズ3を迎えようとしており、経済活動正常化への道筋も出来つつあります。

しかしながら、個々のビジネス活動においてはなお、少なくとも半数の従業員は在宅勤務を維持することが要請されており、オンラインによるコミュニケーションが日常化する等、経済活動におけるデジタル化は益々加速している状況です。そして、このような状況のもと、シンガポール個人情報保護委員会（以下「PDPC」）のマネジメントからは「現在のオンラインを基本とするデジタル経済が大量のデータを生成している中、事業者による情報管理に対する市民の信頼は特に重要になってきている」と述べられる等、各種情報管理の重要性及び配慮の必要性は今までになく高まっていると言えます。

そこで、弊所においては、PDPCの許諾を得て<sup>1</sup>、PDPCが発表している、シンガポール個人情報保護法（以下「PDPA」）に関する各種ガイドラインをベースとして、PDPAの主要な論点について、Q&A形式で、日本語にてご案内させていただくことと致しました。シンガポールに関わるビジネスを行う各位のご参考に、少しでも資するところがありましたら幸甚です。

### Q. PDPAに基づき、事業者が遵守すべき義務にはどのようなものがありますか。

PDPA上、事業者は、自らが保有し、又は自己の管理下にある個人情報について、第III部から第VI部（第11条から第26条。以下、法令名を示さない引用条文は全てPDPAの条文を指します。）に規定される9つのデータ保護規定を遵守することが求められています。この9つの義務及びその概要は次の通りです。

- 1、同意取得義務（Consent Obligation）
- 2、利用目的制限義務（Purpose Limitation Obligation）
- 3、目的通知義務（Notification Obligation）
- 4、アクセス権限及び訂正義務（Access and Correction Obligations）
- 5、正確性義務（Accuracy Obligation）
- 6、保護義務（Protection Obligation）

<sup>1</sup> PDPC ウェブサイトの Terms and Conditions (<https://www.pdpc.gov.sg/Terms-and-Conditions>) に準拠しております。

- 7、保有制限義務（Retention Limitation Obligation）
- 8、移転制限義務（Transfer Limitation Obligation）
- 9、説明義務（Accountability Obligation）

## シンガポール個人情報保護法：9つの義務

(PDPA: Personal Data Protection Act)

 <b>1</b> <b>同意取得義務</b> 個人情報を収集する際に、個人より同意をとりつける義務	 <b>2</b> <b>利用目的の制限義務</b> 個人に提示した利用目的においてのみ、個人情報を収集、利用、開示する義務	 <b>3</b> <b>目的通知義務</b> 個人情報の収集、利用、開示の目的を通知する義務
 <b>4</b> <b>アクセス権限及び訂正義務</b> 個人からのリクエストによって、アクセスを許可し、個人情報の訂正を行わせる義務	 <b>5</b> <b>正確性義務</b> 個人より収集した個人情報が正確であることを保持する義務	 <b>6</b> <b>保護義務</b> 保有する個人情報を保護する義務
 <b>7</b> <b>保有制限義務</b> 個人情報の利用の必要がなくなった場合に、個人情報の保有を止める義務	 <b>8</b> <b>移転制限義務</b> 他国への個人情報譲渡については、PDPAに定められた条件に従う義務	 <b>9</b> <b>説明義務</b> ポリシーや手順については公にし、説明責任を尽くす義務

※<https://www.pdpc.gov.sg/organisations/overview> PDPCサイトより作成

すなわち、各事業者は、個人情報の収集、使用及び開示に関する活動を行う場合に、これらの9つの義務を順守しなければなりません。

なお、事業者が、その保有する個人情報の処理（processing<sup>2</sup>）を第三者に委託して行う場合には、その第三者は「データ仲介業者」（data intermediary<sup>3</sup>）と位置付けられますが、この場合でも、その処理を委託した側の事業者が、自ら処理した場合と同様に、PDPA上の義務を負うこととなります（第4条第3項参照）。

<sup>2</sup>データの「処理」（processing）とは、PDPA上、対象となる個人情報に関する何らかの操作又は一連の操作を行うことをいい、次を含みます（第2条）。

- (a) 記録（recording）
- (b) 保持（holding）
- (c) 編成、適用又は変更（organisation, adaptation or alteration）
- (d) 抽出（retrieval）
- (e) 組合せ（combination）
- (f) 転送（transmission）
- (g) 抹消（erasure or destruction）

<sup>3</sup>データ仲介業者（data intermediary）とは、「他の事業者に代わって個人情報を処理する事業者をいい、当該他の事業者の従業員を含まない。」と定義されており（第2条）、PDPCからは、これに関するガイドラインも近時、出されています。

以下において、PDPCのガイドライン<sup>4</sup>（以下「ガイドライン」）をベースとして、これら9つの義務の概要を説明させていただきます。

**Q. 同意取得義務（Consent Obligation）とは、どのような義務ですか。**

同意取得義務（第13条～第17条）は、事業者が、ある目的のために個人情報を収集し、利用し、又は開示する前に、本人の同意を得るべき義務を言います。

第13条においては、本人が個人情報の収集、使用、又は開示についての同意を与え、又は同意を与えたとみなされる場合を除き、事業者が個人情報を収集、使用、開示することを禁止しています。ただし、これはPDPA又はその他の成文法に基づいて同意なく個人情報が収集、使用又は開示が可能な場合には適用されません。

第14条第1項では、個人がPDPAの下でどのように同意を与えたといえるかが規定されています。この点、個人情報の収集、利用、開示の目的を対象となる個人に通知したうえで、その個人がその目的に同意している場合でなければ、その個人は同意を与えていないこととなります。すなわち、事業者がその個人情報の収集、利用、開示の目的を対象となる個人に通知しなかった場合には、如何に本人が同意したとしても、その同意は第14条第1項の同意とはならないことになるため、注意が必要です。この点については、第20条の「利用目的通知義務」と密接にかかわることになります。

PDPA上、（それが合理的と言えるものである限り）同意取得の方法に特段の制限はありませんが、同意を得たことを事後的に証明できるよう、同意がなされた目的・日時等とともに、書面その他記録できる方法での取得が望まれます。この点、電話による場合等、どうしてもその場で書面同意を取得することが困難な場合には、口頭による同意を取得し、それが行われた事実・日時等を書き留め、事後的にEメール等でもその旨を本人に伝えておくことが実務上、推奨されています。

**Q. 個人から同意を取得するにあたり、どのような点に気を付ける必要がありますか。**

事業者が個人情報を収集するためにその個人から同意を取得するにあたっては、次のような点に留意する必要があると考えられます。

- 1、オプト・アウト方式による同意取得の可否
- 2、同意の有効性
- 3、その他の論点

<sup>4</sup> Advisory Guidelines on Key Concepts in the Personal Data Protection Act (Revised 2 June 2020)  
([https://www.pdpc.gov.sg/-/media/Files/PDPC/PDF-Files/Advisory-Guidelines/AG-on-Key-Concepts/Advisory-Guidelines-on-Key-Concepts-in-the-PDPA-\(2-June-2020\).pdf?la=en](https://www.pdpc.gov.sg/-/media/Files/PDPC/PDF-Files/Advisory-Guidelines/AG-on-Key-Concepts/Advisory-Guidelines-on-Key-Concepts-in-the-PDPA-(2-June-2020).pdf?la=en))

## 1、オプト・アウト方式による同意取得の可否

まず、同意取得にあたっては、事業者が、個人に対して一方的に通知を行い、一定期間内に反対の意思を表示しない限り同意したものとみなす、といったオプト・アウト方式により同意を取得したとする方法が考えられます。しかしながら、ガイドラインによれば、個人が当該期間内に反対の意思を表示しなかったことは、必ずしも同意の意思を表明したものと同視できるとは限らないため（例えば、そのような通知が何らかの理由でその個人に届いていないために反対の意思を表示する機会がなかったに過ぎないということも考えられます。）、このようなオプト・アウト方式では PDPA 上、有効な同意取得があったとはみなされないことが明確にされています。

同意取得にあたっては、示された目的に対する個人による能動的なアクション（positive action）が必要であり、上記のようなオプト・アウト方式のみによる場合には、同意取得義務及び目的通知義務違反となるリスクがある点につき注意が必要です。

## 2、同意の「有効」性

また、当然ながら、個人から取得する同意は、「有効」（valid）なものである必要があります。事業者は、虚偽の情報等に基づく同意を取得してはならないことは勿論のこと、サービスや商品の提供と引き換えに同意を取得するような方法も valid ではないとされています（第 14 条 2 項、3 項）。

例えば、マッサージやスパのサービスの入会にあたり、顧客から取得した個人情報を、マーケティング会社等の第三者への提供目的にも同意しなければ入会できない、との条件の下で同意を取得することは valid とは言えず、個人は、そのような第三者への提供目的に対する同意なく入会できるようにしなければならないとされています。

しかしながら、一方で事業者がマーケティング目的での同意を取得することが完全に認められない訳でもなく、ガイドラインによれば、ある目的のために個人情報を収集、使用、又は開示することを求める際に、併せてプロモーション商品の宣伝、ディスカウント、ラッキードロ一等の通知を行うことについての同意を取得することも可能であるとされています。このあたりは、個々のケースにおける特定の事情をケースバイケースで検討し、合理的な範囲であるか否かを判断していく必要がある、ということになりそうです<sup>5</sup>。

## 3、その他の論点

同意取得義務に関するその他の論点としては、次のようなものが挙げられます。

- (1) みなし同意の可否
- (2) 第三者による同意が認められる場合
- (3) 同意の撤回

---

<sup>5</sup> 詳細は、当該論点に関するガイドライン（Advisory Guidelines on Requiring Consent for Marketing Purposes: <https://www.pdpc.gov.sg/-/media/Files/PDPC/PDF-Files/Advisory-Guidelines/advisoryguidelinesonrequiringconsentformarketing8may2015.pdf?la=en>）をご参照下さい。

(4) 同意取得が不要となる場合（同意取得義務の例外）

これらについては、次回以降で言及させていただきます。

以上

---

<注記>

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても、弊所は責任を負いません。

---

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 及び南アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 及び南アジア法務特化型の法律事務所です。

One Asia Lawyers シンガポール事務所においては、常駐日本人専門家・シンガポール法弁護士を含む合計 20 名強の体制で対応を行っております。M&A を中心とするコーポレート案件、労務、個人情報その他を含むコンプライアンス案件、倒産、国際仲裁等、現地に根付いたサービスを提供しております。

顧問先向けには、各種動画配信（例えば、「サーキットブレーカー解除後に求められるシンガポールにおける個人情報保護法対策」、「シンガポールにおける債権回収・倒産法の実務」等）も行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

[tomoyoshi.ina@oneasia.legal](mailto:tomoyoshi.ina@oneasia.legal)



[伊奈知芳](#) One Asia Lawyers シンガポール事務所

弁護士登録後、日本における対中国クロスボーダー投資案件を主要業務とするブティック型法律事務所に約 8 年間勤務。同所入所直後より主に中国案件に関与し、2010 年より同所上海事務所代表として常駐。2013 年より同所首席代表弁護士として勤務する。

同所在職中は、主に日系クライアントに対する対中国・アジア進出、企業再編（50件以上のM&Aを含む。）、撤退案件全般に関する各種法的アドバイスの提供のほか、各種案件に伴う労務問題の処理、税関問題の処理、債権回収案件への対応等に携わる。

2015年、同所を退職後、シンガポール国立大学法学部大学院（LL.M.）へ留学。2016年、同大学院を卒業（Master's Degreeを取得）後、One Asia Lawyersの設立に参画。以後一貫してシンガポールをベースとし、東南アジア及び中国を中心とするクロスボーダーM&A案件のほか、労務、知財、コンプライアンスその他一般企業法務案件、及びシンガポールに関わる国際離婚、相続案件等に幅広く携わっている。特に、シンガポールを中心とした個人情報保護法制に関する案件については、講演・執筆活動も多数行っている。[tomoyoshi.ina@oneasia.legal](mailto:tomoyoshi.ina@oneasia.legal)